

八尾市火災予防条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条～第43条 略 (屋内消火栓設備に関する基準) 第44条 次の各号に掲げる防火対象物には、屋内消火栓設備を設けなければならない。 (1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物(規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。以下同じ。))のうち、同表(13)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積が当該防火対象物の延面積の10分の9以上であるものを除く。)で、延面積が<u>主要構造部</u>(建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。以下この項において同じ。)を耐火構造とし、かつ、壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根。以下この号において同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この号において同じ。)の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては3,000平方メートル以上、<u>主要構造部</u>を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては1,000平方メートル以上のもの (2) 令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの(<u>主要構造部</u>が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100平方メートル以下のもの又は<u>主要構造部</u>が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。) 2・3 略 第45条～第77条 略	第1条～第43条 略 (屋内消火栓設備に関する基準) 第44条 次の各号に掲げる防火対象物には、屋内消火栓設備を設けなければならない。 (1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物(規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。以下同じ。))のうち、同表(13)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積が当該防火対象物の延面積の10分の9以上であるものを除く。)で、延面積が<u>特定主要構造部</u>(建築基準法第2条第9号の2イに規定する<u>特定主要構造部</u>をいう。以下この項において同じ。)を耐火構造とし、かつ、壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根。以下この号において同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この号において同じ。)の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては3,000平方メートル以上、<u>特定主要構造部</u>を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては1,000平方メートル以上のもの (2) 令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの(<u>特定主要構造部</u>が耐火構造であるか、若しくは<u>主要構造部</u>(建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。)が不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100平方メートル以下のもの又は<u>特定主要構造部</u>が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。) 2・3 略 第45条～第77条 略